

ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等が、ふなばしシルバーリハビリ体操（以下「体操」という。）の技能及び知識を習得し、及び体操の普及を促進させるために必要な事項を定め、市民が互いに支え合って健康の保持増進及び介護予防に取り組むことにより、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活することができる期間を延伸するための措置を講じ、もってその生活の質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護予防」とは、要介護状態（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態をいう。以下この項において同じ。）若しくは要支援状態（同条第2項に規定する要支援状態をいう。以下この項において同じ。）となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。

2 この要綱において「指導士会」とは、第5条に規定する指導士として認定されたもので構成された団体をいう。

(事業内容)

第3条 ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業（以下「推進事業」という。）の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 体操指導士養成事業 体操普及事業において、市民等に対し無償で体操を指導する者（以下「指導士」という。）を養成する事業
- (2) 体操普及事業 市内において、体操の普及を促進する事業

(体操指導士養成事業)

第4条 市長は、指導士になろうとする者の募集を行い、指導士を養成するための講習（以下「指導士養成講習」という。）を実施するものとする。

2 指導士の区分、役割及び要件は、次の表のとおりとする。

区分	役割	要件
初級指導士	市内において、体操の普及の促進に取り組むものとする。	市内に居住又は勤務する者、もしくは市長が認める者であって、市内において体操の普及の促進に取り組む熱意及び意欲を備え、かつ、指導士としての活動を行うことができると認められるもの
上級指導士	市内において、体操の普及の促進に取り組み、初級指導士を育成等するものとする。	初級指導士として、体操の普及を促進するための活動を市内において一定期間

	する。	継続した者であって、市長が認めるもの
--	-----	--------------------

3 指導士養成講習の区分、講習科目及び講習時間は、次の表のとおりとする。

区分	講習科目	講習時間
初級指導士養成講習	船橋市の介護予防とシルバーリハビリ体操	25時間 (5日間)
	高齢者の身体特性・病態 加齢による変化	
	解剖学・運動学的理解 体の部位・関節の名称 関節の運動 筋肉 骨 神経	
	嚥下障害と体操	
	初級指導士の活動と展開	
	実指導の進め方	
	実指導の復習	
	体操の実技	
	復習解説	
上級指導士養成講習	上級指導士の役割	講習20時間
	シルバーリハビリ体操と事業の概要	
	解剖学・運動学	
	高齢者の特徴	
	グループワーク	
	体操の実技	

(指導士の認定)

第5条 市長は、指導士養成講習の全ての課程を修了した者について、指導士として認定する。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による指導士の認定は、認定証の交付をもって行うものとする。

(指導士名簿の作成及び提供)

第6条 市長は、前条第1項の規定により認定した指導士を登録した指導士名簿等を作成し、管理するものとする。

2 市長は、指導士会に指導士名簿を提供するものとする。

3 市長は、前条第1項の規定により指導士を認定する際、認定する者に対し、指導士名簿へ登録する旨及び、指導士会に当該名簿を提供する旨を説明しなければならない。

(体操普及事業)

第7条 体操普及事業は、市長、指導士又は地域福祉の推進を図ることを目的とする団体等が実施するものとする。

2 体操普及事業の実施者から当該事業への協力の要請を受けた指導士は、特段の事情のない限り、協力するものとする。

3 市長は、体操普及事業の実施者からの求めに応じ、必要な支援を行うものとする。

(体操普及事業の対象者)

第8条 体操普及事業を受講することができる者は、次に掲げる要件を備えたものとする。

ただし、市長が必要であると認めるときは、この限りでない。

(1) 推進事業の目的を理解し、健康の保持増進及び介護予防に取り組む意欲があること。

(2) 体操を習得することに支障がないこと。

(3) 原則として、市内に居住する65歳以上の者であること。

(体操普及事業の受講の許可)

第9条 体操普及事業を受講しようとする者は、当該体操普及事業の責任者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、受講を許可しない。

(1) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) その他管理上支障があると認めるとき。

(体操普及事業の受講許可の取消し等)

第10条 当該体操普及事業の責任者は、前条の規定により受講の許可を受けた者（以下「体操普及事業の参加者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、受講の許可を取消し、又は受講を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この要綱又は当該事業の責任者の指示した事項に違反したとき。

(2) 第8条に規定する受講の要件に該当しなくなったとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(報告等)

第11条 指導士は、自らの活動について、別に定める報告書等に関する事項（別紙1）により市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、体操普及事業を開始する時の活動にあつては活動決定の際に、毎月の活動にあつては翌月の10日までに行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による報告について、推進事業の評価及び体操普及事業の円滑な運営を行うために活用するものとする。

(評価等)

第12条 市長は、体操普及事業における参加者（指導士を含む及び次条において同じ。）に対し、身体機能の測定等について必要な評価を実施するものとする。

2 前項の規定による評価は、原則として、体操普及事業を開始する際及び毎年度1回以上行うよう努めるものとする。

3 市長は、第1項の規定による評価について、推進事業の評価及び体操普及事業の参加者の健康に役立てるために活用するものとする。

(個人情報等)

第13条 体操普及事業の実施者は、体操教室の参加者に対し、個人情報を収集することについて説明し、市長が、推進事業に係る事業評価を行うために使用することについて同意を得なければならない。

- 2 市長は前項の事業評価を行うに当たり、体操教室参加者の同意に基づき、必要な情報を収集及び利用することができる。

(指導士会)

第14条 市長は、推進事業について、指導士会を通じて推進するものとする。

- 2 指導士として活動する場合は、指導士会に加入するものとする。

- 3 指導士会は、指導士により運営することを基本とし、市長は、指導士会に対し、運営の支援を行う。

- 4 市長は、指導士会の運営を支援するため、活動経費を予算の範囲内にて交付するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、推進事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。